

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合	百分の百五
二 在職期間が五月以上六月未満の場合	百分の八十四
三 在職期間が三月以上五月未満の場合	百分の六十三
四 在職期間が三月末満の場合	百分の三十一・五

3 5 略

別表第二（第三条関係）

給料月額

二六九、
二七三、
三〇〇円

三〇七、
三〇〇円

五〇〇円

二	一	級
五 四 三 二 一	二 一	号給

現 行

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合	百分の九十五
二 在職期間が五月以上六月未満の場合	百分の七十六
三 在職期間が三月以上五月未満の場合	百分の五十七
四 在職期間が三月末満の場合	百分の二十八・五

3 5 略

別表第二（第三条関係）

給料月額

二六九、
二七三、
三〇〇円

三〇七、
三〇〇円

五〇〇円

二	一	級
五 四 三 二 一	二 一	号給

三

五 四 三 二 一

三六四、
三七二、
三八〇、
三九四、
三四八、
四〇八〇〇〇円
四〇〇〇〇〇円
四〇〇〇〇〇円

三

五 四 三 二 一

三六四、
三七二、
三八〇、
三九四、
三四八、
四〇八〇〇〇円
四〇〇〇〇〇円
四〇〇〇〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|--------------------|-------|
| 一 在職期間が六月の場合 | 百分の百 |
| 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 | 百分の八十 |
| 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 | 百分の六十 |
| 四 在職期間が三月末満の場合 | 百分の三十 |

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|--------------------|----------|
| 一 在職期間が六月の場合 | 百分の百五 |
| 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 | 百分の八十四 |
| 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 | 百分の六十三 |
| 四 在職期間が三月末満の場合 | 百分の三十一・五 |

3 5 略

3 5 略